

2021年11月1日
JICA ペルー事務所

JICA 海外協力隊

赴任前留意事項

(長期/短期隊員用)

ペルー



※本資料に記載の情報は、作成日現在のものであり、その後状況が変化している場合があります。記載内容については正確を期していますが、万が一誤りがあった場合には JICA は責任を負いかねますのでご了承ください。

※本資料は JICA 海外協力隊を対象としたものであり、その他の方には該当しない情報も含まれている可能性があります。

目次

1. 赴任時の携行荷物について
 - (1) 赴任時に必ず持参するもの
 - (2) 生活用品情報
 - (3) 任地赴任に係る携行荷物の輸送について
2. 別送荷物について
 - (1) アナカン・郵送等の利用について
 - (2) 通関情報について
 - (3) 郵便事情について
3. 通信状況について
 - (1) パソコンの普及状況
 - (2) 携帯電話の普及状況
4. 現金の持込等について
 - (1) 現金持込にかかる注意
 - (2) 両替状況
 - (3) 赴任時に用意することが望ましい金額について
5. 治安状況について（JICAの安全対策については、隊員ハンドブックを参照）
6. 交通事情について
 - (1) 日常生活において
 - (2) その他
7. 医療事情について
8. 蚊帳について
9. 任国での運転について
10. お問い合わせ
11. その他

1. 赴任時の携行荷物について

(1) 赴任時に**必ず持参**するもの

①日本で配布された資料

JICA 海外協力隊ハンドブック、予防接種記録 VACCINATION RECORD、国際協力共済会会員ハンドブック等

②隊員番号、本籍地の情報など

隊員番号は各種申請に、本籍地情報は在留届等に必要となります。

③体温計

④表敬訪問用フォーマルウェア

ペルー着任後、日本国大使館はじめペルー国関係機関表敬訪問が予定されています。ジャケット、ネクタイ、革靴、ブラウスなどは必ず「携行」してください。

⑤スペイン語学習用書籍（辞書、各種文法書等）

現地語学訓練や自己学習を進めていく上で、日本語で書かれた文法解説書は役に立ちます。

⑥防犯用パスポートケース（首提げタイプを推奨）

公用旅券は貴重品とは別に、『身につけて』赴任すること

⑦任意：携帯電話機器（スマートフォン）

JICAでは安全対策の観点から関係者に緊急時連絡用として携帯電話機器（スマートフォン）を貸与¹しています。ただし「緊急時連絡用として使用できること」を条件として、各自が購入した「個人」の携帯電話機器（スマートフォン）を利用することも可能です。

事務所貸与のスマートフォンは機能が限定的かつメモリーも小さいため、緊急連絡手段以外にもスマートフォン利用を予定している方は日本からSIMフリータイプのスマートフォンの携行をお勧めします。なお、ペルーでスマートフォンとSIMカードを購入することも可能です。

※高価なスマートフォン（特にiPhone）は盗難/強盗被害にあう可能性が高いため、機種選定にはご注意ください。

(2) 生活用品情報

① 電化製品

都市部ではほとんどの電化製品の購入が可能です。リマ市内には日系の家電量販店もあります。なお、日本製や欧米諸国で製造されている製品は品質も高く割高となります。

次項の通り日本とは電圧が異なりますので、携行荷物を考慮の上、日本から持参する物品等を検討してください。

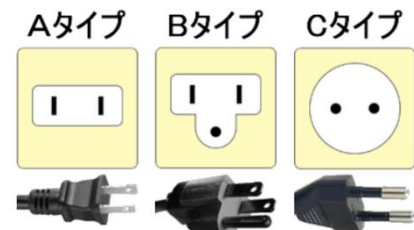
¹ 携帯電話本体は JICA が貸与しますが、SIM カードは個人購入となります。インターネット容量や使用期間により料金は異なりますが、プリペイド方式で S/30.00/1 か月 4.5GB、通話無料（2021 年 10 月現在）です。

② 変圧器

ペルーの電圧は220V、60ヘルツです。日本の電化製品には変圧器が必要となるものもあります（携帯電話やPCなどはマルチボルテージ対応（INPUT：100V-240V）している機種はそのまま使用できます。）変圧器はリマ市内の日系の家電量販店等で入手可能です。

③ コンセントプラグ

ペルーではA、C、Eタイプがありますが、一般的にはA、C共用タイプのものが多く設置されています。各種アダプターは国内スーパーマーケットや商店等で入手可能です。



④ 書籍

ペルーではスペイン語の専門書を取り扱う書店は多くはありません。活動に必要な書籍は持参する必要があります。

隊員活動に必要な専門書やスペイン語学習教材等は活動や生活を進めていくうえで重宝するため、必要に応じて持参することをお勧めします。

⑤ 衣類

ペルーは地形の変化に富んだ国であり、気候は地域によって様々です。一般的に夏季は11月から4月まで、冬季は5月から9月までとされています。地域を大別すると以下の通りです。

▶ 砂漠が広がる沿岸部のコスタ地域

太平洋から東に向けて標高500mまでの地点を指し、砂漠地域ですが海流の影響もあり、年間の平均気温は20°C前後、雨はほとんど降りませんが湿度が高く、冬季は霧が立ち込め曇天となる日が多くなります。

▶ アンデス山脈の標高2,500~3,500mのシエラ地域

一年中雪をかぶった山脈が連なり、標高が高いため気温は平均して低く、日中と朝晩の気温差が大きくなります。

▶ ボリビア、ブラジルに接するアマゾン川流域のセルバ地域

平均気温も28°Cと高く、雨も多い地域となります。

赴任時期が7月の場合、南半球のペルーは冬季となり少し厚手の衣類（トレーナー、フリース等）があると便利です。

なお、赴任時期が1月の夏季であっても、シエラ地域の高地では任地赴任後を想定した防寒衣類が必要となります。

国土の広いペルーでは上述の通り気候が大きく異なるため、任地の気候に合わせた衣類だけでなく、他の季節にも対応した衣類があるとよいでしょう。リマ市や都市部にはショッピングセンター等があり、衣類に限らず物資は豊富です。

⑥ 常備薬

基本的な常備薬は現地でも調達が可能ですが、日ごろから使用しているものについては持参することをお勧めします。

虫刺され用のレスタミンクリームや液体かゆみ止め（キンカン等）は入手困難です。

⑦ その他

日系人社会があるため、リマ市内では日本食の調味料、乾物等の製品、野菜、生鮮食品等、割高ではありますが入手可能です。

2. 別送荷物について

(1) アナカン・郵送等の利用について

①郵便

※2021年10月現在、日本からペルーへの郵便については通常郵便物、小包郵便物とも船便のみの扱いです。

(日本郵便：<https://www.post.japanpost.jp/int/information/overview.html>)

通常では、日本からの封筒・はがき類は1週間程度で到着します。小包等については、航空便/EMS便では1週間から10日間程度、船便では2ヶ月から4ヶ月を要します。

いずれの場合も、梱包サイズ/内容物/価格等によっては関税がかかるため、ペルー郵便公社SERPOSTにて指定料金の支払い後、引き取ることができます。

(ほとんどの小包は関税の有無にかかわらず、SERPOSTから通知が届き次第、指定されたSERPOSTにて受け取ります。)

ペルーから日本への郵便も同程度の期間で届きます。

②アナカン

アナカン(別送手荷物)は、通関の際に複雑な引取り手続き及び時間、手数料、また、荷物に対する関税がかかることもあるためお勧めしません。

(2) 通関情報について

赴任にあたり、本邦出国前に差出人・受取人とも隊員名として発送した荷物がペルー入国後6ヵ月以内に税関へ到着した場合に限り、免税措置手続きが可能となります。

手続きを希望する場合、当国到着時に送付状控えと内容物リストを事務所へ提出してください。ただし、免税措置の判断はペルー国外務省が行なうため、申請の結果として必ずしも免税扱いとなるわけではありません。いずれの場合も、引取手数料及び保管料等の手数料は個人負担となります。

注1：ご家族やご友人から送られる(贈られる)CD、DVD、ゲームソフト等に高額な関税が課される例もありますので、その旨伝えておかれることをお勧めします。

注2：2年分の使い捨てコンタクトレンズ郵送したところ、商品と見なされ高額な関税課された例もあります。他にもスポーツ用品やサプリメントにも関税が課せられる場合もありますので、必要なものは着任時に携行されることをお勧めします。

郵便物の送付先：JICA ペルー事務所

注：隊員氏名、住所のみ（JICA 事務所名は書かない）

Sr. / Sra. / Srta. 隊員氏名（ローマ字）
Edificio "Torre Siglo XXI" Piso 21
Av. Canaval y Moreyra 380, San Isidro, Lima 27, PERU
TEL 51-1-221-2433

3. 通信状況について

(1) パソコン PC の普及状況

- ▶ PC の普及率は高く、Windows・Apple 機共に入手可能です。周辺機器も含め価格も日本とほぼ同等で現地調達が可能です。OS はスペイン語もしくは英語となるため、日本語ソフトをインストールすると機能障害を起こす例もあります。主に日本語で使用する場合、PC は日本から持参されることをお勧めします。
- ▶ JICA ペルー事務所との連絡はインターネットを経由した「メール」を主に使用します。また各種申請書の様式はマイクロソフト Word、Excel、PDF で作成されているため、各自の PC にもこれらのファイルを利用できるアプリケーションソフト（または互換性があるもの）が入っていることが必須となります。
- ▶ 国内ほぼ全域にプロバイダがあり、インターネット普及率は高く、空港やショッピングセンター等、無料 Wi-Fi を利用できる場所も増えてきています。
- ▶ 自宅へのインターネット回線設置²は通常申し込みから 1 週間程度で完了すると言われていますが、状況によっては 1 ヶ月以上かかることもあります。

(2) 携帯電話の普及状況

- ▶ 携帯電話（最近ではほとんどがスマートフォン）はほぼ全ての地域での通信が可能です。電波が届かない地域（地方の国道等）や通信会社により電波状況が異なる地域もあります。
- ▶ JICA では安全対策の観点から関係者に緊急時連絡用として携帯電話機器（スマートフォン）を貸与しています。ただし「緊急時連絡用として使用できること」を条件として、各自が購入した「個人」の携帯電話機器（スマートフォン）を利用することも可能です。
事務所貸与のスマートフォンは機能が限定的かつメモリーも小さいため、緊急連絡手段以外にもスマートフォン利用を予定している方は日本から SIM フリータイプのスマートフォンの携行をお勧めします。なお、ペルーでスマートフォンと SIM カードを購入することも可能です。

² 複数の通信会社がインターネット、ケーブルテレビ、固定電話のサービスを行っています。例：①ワイヤレスルータ US\$100.00 を購入し、S/90.00/月（550GB、20Mbps）②ポータブルルーター S/179.00 を購入し、プリペイド方式（1 日分から様々なパックあり）で利用（2021 年 10 月現在）。

4. 現金の持込等について

(1) 現金持込にかかる注意

※派遣期間 6 か月以上の隊員は、現地銀行口座³（BANCO BBVA PERU、米国ドル及びソル）を開設します。口座開設にはペルー国外務省身分証明証が必要です。発行され次第（約 1 か月程度かかります）手続きを行います。口座開設後にはキャッシュ兼デビットカードが発給され、持参した米国ドル現金を預入することも可能です。

※派遣期間 6 か月以下の短期派遣隊員にはペルー国外務省身分証明証が発給されないため、原則現地銀行口座の開設ができません。

①ペルーの通貨単位：ソル（表記は「S/」

ソル紙幣：100、50、20、10

ソル硬貨：5、2、1

センチモ硬貨：50、20、10（1 ソル=100 センティモ）

【参考情報】2021 年 10 月 JICA が使用する公式為替レート（毎月変動制）

*ペルーの為替管理制度は地涌変動相場制です。

1 ソル=27.2959 円

1 ドル=4.07988 ソル=111.364 円

②持込限度額

ペルー入国にあたっての外貨、現地通貨の持込限度額はありますが、米国ドル 1 万ドル（またはそれに相当する外貨）以上は税関への申告が必要となります。

（1 万ドル以下なら申告不要）

米国経由の場合、米国でも税関審査があり、同様に税関申告が必要となりますのでご注意ください。

注：他方、防犯の観点から多額の現金携行は避けてください。

(2) 両替状況

①トラベラーズチェック（T/C）

トラベラーズチェック（T/C）については、銀行以外で換金できず、使用できる場所も限られるため、お勧めしません。

②現金（日本円、米国ドル等）

リマ市や各州都等では銀行や両替商にて換金が可能です。

日本円の換金は両替商で行えますが一般的ではないため、米国ドルの持参が便利です。

③クレジットカード、キャッシュカード

➢ VISA、MASTER、DINERS、AMEX 等のクレジットカードが広く普及しており、都市部のホテル、レストラン、スーパーマーケット等で利用することができます。

➢ 「IC チップ付き」のクレジットカードが主流となっており、利用の際には暗証番号が必要となります。クレジットカードを持参される際には暗証番号も忘れずに。

³ 当国の銀行では米国ドル及び現地通貨の口座開設が可能であり、米国ドルの預入及び引出しが可能。

「(3) 赴任時に用意することが望ましい金額について」を参照。

- ▶ クレジットカードや国際キャッシュカードにて ATM 機でのキャッシングも可能です。

注意：クレジットカードやデビット・キャッシュカードの携行／利用は、盗難やスキミング被害にある可能性もあるため、その管理には十分注意が必要です。万が一、盗難等に遭ってしまった場合に備え、カード会社の連絡先も併せて携行してください。また、旅行時などは複数枚のカードを別々に所持しておくこともお勧めします。

(3) 赴任時に用意することが望ましい金額について

※長期派遣隊員

生活形態により支出額には個人差がありますが、任地へ移動するまでの約 1 ヶ月をオリエンテーション及び現地語学訓練⁴期間としてリマ市で過ごすため、この間に必要となる日々の食費代等が必要となります。目安としてペルーの海外生活費 1 か月分、約 600 米国ドル程度、及び備えを含めて最低 1,000 米国ドル程度は用意することをお勧めします。

なお、着任後約 3 か月分（該当の四半期分）の海外生活費は銀行口座開設後、事務所から支給⁵します。

【参考情報 1】 2021 年 10 月の物価

- ・ ミネラルウォーター（2.5ℓ） S/2.50-
- ・ 市内バス（専用レーンを走行する） S/2.50-
- ・ コカ・コーラ（500 ml） S/2.60-
- ・ 大衆食堂での昼食（前菜、メイン） S/15.00～20.00

【参考情報 2】 持参金額例

- ・ 食 費（S/40.00／日×30 日分） S/1,200.00
- ・ 通信費（インターネット接続費等） S/100.00
- ・ 交通費（タクシーなど） S/100.00
- ・ 住居保証金など S/2,000.00（退去時返還あり）
- ・ 予備費

合計：S/3,400.00 （約 850 米国ドル） + 予備費

※派遣期間 6 か月未満の短期派遣隊員

出発前に派遣期間分の外国日当が支給されます。現地銀行口座の開設は原則できませんので、現地での必要経費について前項も参考にしつつ、安全確保にも配慮した方法にて用意してください。なお宿泊費については事務所が対応します。

⁴ ペルーに初赴任する隊員には現地語学訓練を実施しますが、その形態は任地移動後にオンライン授業とすることも検討中です。特別登録の隊員は 3 日程度のオリエンテーション後に任地に移動、活動を開始していただく予定です。

⁵ ペルー赴任直後の四半期分のみ事務所から支給、以降は JICA 本部からの支給（送金）となります。

5. 治安状況について（JICAの安全対策については、隊員ハンドブックを参照）

当国の治安は大きく「テロ」と「一般犯罪」に分けて考える必要があります。

（1）テロリズム

リマ市における大規模な武力テロ活動は、2002年3月20日の米国大使館前車両爆弾事件以降、発生していません。一般市民を標的としたテロ活動は殆どなくなっていますが、アヤクチョ州・ワンカベリカ州・クスコ州・フニン州の一部⁶では麻薬生産等の活動を行っており、テロ事件等も発生しています。また、過去にテロ集団がJICAと日本を標的としたことは認識しておく必要があります。

①JICA 専門家殺害事件

1991年7月12日、リマ市北方80kmのワラルにおいて、テロ集団「センデロ・ルミノソ」が「野菜生産技術センター」を襲撃し、派遣中の日本人専門家3名を殺害しました。JICAの歴史において、JICA関係者がテロリストの攻撃目標とされ、犠牲となった初めての事件です。

②日本大使公邸占拠事件

1996年12月17日、リマ市の日本大使公邸にテロ集団「MRTA」が侵入、大使館主催レセプション招待客約800人を人質に取り長期間に渡り立て籠もった事件。翌年4月22日、軍の特別部隊が強硬突入し、ペルー一人の人質1名と軍兵士2名の計3名の犠牲者を出し、公邸内に残っていた71名の人質は無事救出されました。

（2）一般犯罪

ペルーは中南米諸国のなかでは比較的殺人事件の発生は少ないですが、銃器・凶器を用いた犯罪は日常的に発生しており、ほかの開発途上国同様、常に注意が必要です。新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言発令以降、失業者増や収入減など経済的に困窮している層が増加していること等もあり、治安は悪化傾向にあります。そのため、比較的安全と言われていた事務所周辺の地区や関係者が多く居住する地区でも窃盗、強盗、短期誘拐等が発生しており、隊員も十分な注意が必要です。

また、2021年7月の大統領交代による左派政権誕生への反対デモもリマ市内のみならず国内各地でも行われており、大きな混乱には至っていないものの、注意が必要です。

着任後、最近の犯罪事例とその対策を含め安全管理につきオリエンテーションを実施すると共に適時安全に関する情報提供を行います。一般的な安全対策措置を常に念頭に置きながら行動することが肝要です。

（3）自然災害

ペルーは日本と同様に環太平洋地震帯に位置する地震・津波の多発国です。また、夏季（雨季）にあたる12月から3月頃には大雨による洪水、冠水、土砂崩れ等も多発します。事務所からも情報提供を適時行いますので、食料や飲料水の備蓄は日ごろから心掛けるようにしてください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によってはロックダウンも否めず、食料や飲料水の備蓄は必須です。

⁶ 日本政府海外安全情報では「危険情報レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」の地域。

6. 交通事情について

(1) 交通事情

鉄道路線は4つありますが、主要移動手段は車両になります。公共交通機関は国内航空便、長距離バスがあり、市内では路線バス、タクシーとなります。

※2021年10月現在、国内航空便や長距離バスには新型コロナウイルス感染症による社会的措置により乗客数の制限や減便等が行われる場合もあります。

➤ 国内航空便

2~3の民間航空会社により、主に首都リマ市と主要地方都市間に運航しており、リマ空港には約100便/日が発着しています。

➤ 長距離バス

7社以上のバス会社が国内の様々な路線、主要都市を結ぶ路線、をカバーしています。通常全席指定、エアコンが完備されています。夜間便もありますが、JICA関係者には安全対策の観点から夜間の都市間等の長距離陸路移動を原則禁止としています。

➤ 市内バス

リマ市内には路線バスの他、高速道路の専用レーンを走行するバス（Metropolitano）があります。バスは非常に込み合い、かつ予想外の揺れや衝撃を受ける可能性もありますので、荷物は少なく、両手を空けての乗車をお勧めします。

➤ タクシー

リマ市や主要都市ではタクシーの利用が可能です。ラジオタクシーの他、Uberをはじめタクシーアプリもあります。メータはなく、乗車前に料金を確認することが必要です。前述のアプリでは申し込み時に料金が決定し、運転手のデータも登録され（確認できる）ており、流しのタクシーに比べて安全性は高いといえます。

地方ではモトタクシー（オートバイ後輪部分が屋根付き2-3人用座席シートになっているタイプ。ほとんどが現地法人ホンダ社製）が多く利用されています。

(2) 日常生活（徒歩）において

2020年は新型コロナウイルス感染症蔓延による社会的措置もあったため、2019年に比べ約30%減少したものの、2千人以上が交通事故で亡くなっています（2020年ペルー国家警察）

歩行時には十分な注意と機敏な行動が必要です。

➤ 車優先社会のため、歩行者に注意を払うドライバーは多くありません。そのため、赤信号はもちろんのこと、青信号であっても前後左右の車両の動きを十分確認し、横断する必要があります。

最近ではデリバリーサービスの需要増可によりバイクも多くなっていますので、バイクも含めた車両の急発進、急制動、急回転、ウインカーは出さないか間違えていることも多く、予測困難な動きをします。

➤ 歩道がある道路も多くみられますが、石畳や路面の剥離・陥没もあり、総じて道路の整備状況は良好とは言えません。「つまづき」「転倒」にも注意する必要があります。

7. 医療事情について

(1) 医療機関

① リマ市及び国内主要都市

私立病院、特にリマ市内の私立病院では医療器材も整備され、日本並みの医療提供が可能な場合もあります。また、各科の専門医もおり、受診する医療機関に選択肢があります。

② 地方／農村部

地方都市や農村部であっても公立や民間の医療機関がありますが、風邪や下痢などの一般的な傷病で受診するレベルとなります。そのため、病状によっては最寄り都市やリマ市での対応を考慮することが必要となる場合もあります。

※赴任後、歯科治療が必要になるケースが散見されます。虫歯、詰め物がとれる、親知らずが痛み出す等様々な症状がありますが、抜歯治療される可能性も高いため、赴任前に必ず歯科検診を受診し、必要な治療は完了してから赴任してください。

(2) 感染症

アマゾン川流域のセルバ地域や北部地域のみならずシエラ地域以外では、蚊を媒介とするデング熱、チクングニヤ熱、ジカ熱、マラリア等の感染症が発生していますので、衣服での調整、防蚊製品（虫よけスプレー、蚊取り線香等）の活用など防蚊対策は必須です。

また、細菌や寄生虫による下痢については、生水や生物、また屋台等での飲食を避ける等の注意を怠らなければ過度の懸念は不要です。感染症を重症化させないためには免疫力を下げないことが重要ですので、日ごろから栄養と休養をきちんと摂るようにしましょう。

(3) 高地対策

高地（クスコ、プーノ、ワラス、カハマルカ等はいずれも標高 2,600m～3,400m 以上）を訪問する際には急性高山病（Soroche）への注意が必要となります。予防薬は薬局で入手可能ですが、発症には個人差や体調差によるものが大きく、画一的な対策はありません。

(4) 医薬品

隊員の任地には必ず複数の薬局があります。欧米の医薬品がライセンス生産された欧米の医薬品、輸入品も入手可能です。防蚊製品（虫よけスプレー、蚊取り線香、蚊取りマット等）、衛生用品（包帯・ガーゼ・綿棒・生理用品等）も入手可能です。

しかし、普段からよく使用する薬は日本から持参されることをお勧めします。（総合感冒薬、解熱剤、目薬、湿布薬、液体かゆみ止め等）。

(4) 予防接種

ペルー入国にあたり、義務づけられている予防接種はありませんが、黄熱、狂犬病、A 型肝炎、B 型肝炎、破傷風の予防接種をお勧めします。これらの予防接種はペルーでも可能ですが、流通が不安定なこともありますので、派遣前に日本で接種されることを併せて推奨します。

また、ペルーには黄熱汚染地域もあり、イエローカード（黄熱予防接種証明書）をお持ちの方はどうぞご持参ください。

(5) 新型コロナ感染症

新型コロナ感染症情報はペルー保健省ホームページに公表されています。

https://covid19.minsa.gob.pe/sala_situacional.asp

- 感染予防用品（不織布マスク、フェイスシールド、アルコール消毒液等、入手可能です。（布マスクは入手可能ですが、ウレタンマスクはありません。）スーパー、銀行、ショッピングセンター等では2重マスク着用義務があります。

8. 蚊帳について

ペルー全土においてマラリア罹患はほとんどありませんが、デング熱の事例は報告されており、毎年流行地域が見られます。また、季節や地域により蚊が多く発生するため、特にセルバ地域や太平洋沿岸地域においては蚊帳の利用をお勧めします。現地で入手可能であり、購入は自己負担となります。

9. 任国での運転について

(1) 本邦、国際免許証の携行の可否

当国では隊員の車両／普通自動二輪（バイク）等の運転を不可としています。

10. お問い合わせ

任国での活動に関する質問は、以下のペルー事務所共有アドレス宛にメールでお問い合わせください。

※長期隊員の方は、お問い合わせは派遣前訓練が開始してから行ってください。

※活動に関わる内容以外の質問はお控えください。

お問い合わせ先

ペルー事務所共有アドレス：pe_oso_rep@jica.go.jp

11. その他

(1) 入国、通関に関する留意事項

※2021年10月現在、ペルー入国にあたり、以下の対応が必要となります。

①ペルー入国にあたり（空路）

ペルー保健省の定めた衛生プロトコールにより以下について対応、遵守すること。

ア) 本邦出発前

- (a) ペルーに入国する全ての渡航者は、出発地の医療機関等により経由地出発の72時間以内に受検した新型コロナウイルスPCR検査（RT-PCR）又は搭乗前24時間以内に受検した同ウイルス抗原検査の陰性証明書を取得する。

もしくは新型コロナウイルスに罹患し渡航前3ヶ月以内に治癒している場合、出発地の医療機関等により発行された新型コロナウイルス治癒証明書を取得する。

- (b) フライトの変更・遅延により、PCR検査（RT-PCR）又は抗原検査陰性証明の有効期限が超過する場合、24時間を超過しない限りにおいて有効なものとして認め

られる。その場合、E チケット（当初のものと、変更後のもの 2 種類）又は、航空会社が発行するフライトの遅延・変更に係る関連の書類を取得する。

- (c) ペルー入国管理局のホームページから、ペルー到着 72 時間以内に「渡航者の健康状態に係る電子誓約書及び位置情報の許可（Declaracion Jurada de Salud y Autorizacion de Geolocalizacion）」を入力し登録する。（航空会社により出発チェックイン時に確認されます。）

※米国乗継の場合は米国政府の宣誓書も必要となる。

イ) ペルー空港到着時

- (a) マスクの二重着用が義務付けられている。
- (b) 体温測定（37.5 度以上の場合、新型コロナウイルス感染症疑いとして医師による診断が行われる）及び目視による症状・症候の確認が行われる。また、必要に応じて無作為の検体採取やその他の追加的な措置が実施される。
- (c) 入国審査時に保健省職員により陰性証明書及び電子誓約書（前項 ア）(c) の内容確認が行われる。
- (d) 入国スタンプの押印は省略されている。（入国管理システムで管理され、後日ホームページで確認可能）
- (e) 預入荷物の引き取り
- (f) 通関
申告するものがない場合はそのまま税関職員の前を通過します。その際、税関職員により荷物を X 線装置に通す指示が出される場合には、その指示に従ってください。
- (g) 出迎え
JICA ペルー事務所スタッフが国際線到着ロビー外で出迎えます。
- (h) 移動
リマ市内のホテルまで約 15 km（バスで 1 時間弱、渋滞状況によって変わります）を移動します。

(2) 住居

※住居選定にあたっては、配属先の協力も得て、JICA が物件を準備します（配属先が住居を提供する場合があります）。協力隊員の「住居にかかるガイドライン」に沿い、JICA が調査し「安全上、問題ない」と判断した物件に入居していただくこととなります。

※新型コロナウイルス感染症対策に鑑み、住居形態等について、現在検討中です。

通常は、長期／短期隊員とも「現地の人々と生活を共にし、共に活動する」という理念のもと、ペルーでは原則ホームステイとなります。

賃貸借契約は大家と隊員が締結し、家賃は隊員が支払います。配属先の住居費負担が困難なことがほとんどであり、住居費（家賃相当額）を JICA が負担（隊員に支払い）します。ガス、電気等の光熱水費は隊員負担（現地生活費に含まれるため）となります。

以上